

序章

1. 背景

本部町（以下、本町とする）では、昭和 59 年に策定された第 1 次本部町総合計画基本構想において、本町のまちづくりの将来像を「太陽と海と緑—観光文化のまち」として定め、その実現に向けてまちづくりを進めてきた。

しかしながら、社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化等大きく変化している。

また、住民の意識は、社会資本整備の進捗に伴って変化し、地球環境問題への対応や効率的な公共事業の必要性が高まるとともに、自然環境の保全や住環境の質の向上といった、ゆとりや潤いを重視するようになった。

都市計画においても、近年のまちづくり及びまちなみ・景観に対する関心の高まりに応じ、まちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）の改正、景観法の制定等、様々な動きがみられる。

2. 目的と役割

（1）目的

上記のように、社会的情勢の変化や法制度の改正を受け、本町におけるまちづくりの課題を整理し、今後のまちづくりを展開していくため、都市計画法 18 条の 2 に規定された当該市町村の都市計画に関する基本的な方針「本部町都市計画マスタープラン」を策定する。

（2）役割

都市計画マスタープランの役割は、主に以下の 3 つである。

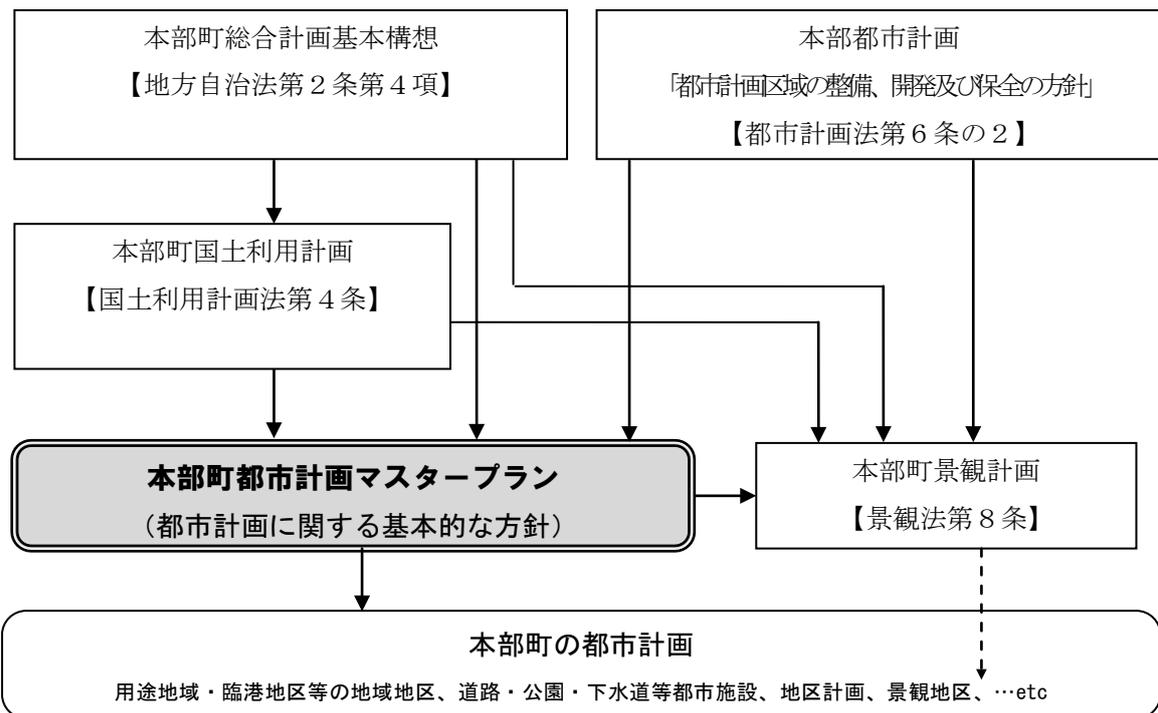
- ① 住民の意見を反映させながら、町全域及び各地域レベルで、将来的な目標像やまちづくりの方針を明示する。
- ② 個別の都市計画の実施に関し、地域住民の理解を深めるための基本とする。また、まちづくりに関する住民参加を促し、住民・事業者・行政の役割分担を明示する。
- ③ 個別の都市計画の整合性を確保し、都市計画を決定・変更する際の方向を示す指針となる。

序 章

3. 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている通り、上位計画である「市町村の建設に関する基本構想」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。

本部町都市計画マスタープランに関しては、本部町総合計画、本部町国土利用計画、本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。



都市計画法

最終改正：平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。